

秦野市指定暑熱避難施設の募集に関する要領

(令和6年6月10日施行)

(趣旨)

- この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条に基づき、暑さをしのぐ避難場所として、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に同意をする民間施設の募集をするため、必要な事項を定める。

(対象)

- 市内に住所を有する事業所、店舗及び販売所とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは対象外とする。
 - 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - 特定の政治活動、思想活動若しくは宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
 - その他クーリングシェルターとして適当でないと認められるとき。

(指定の要件)

- クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。
 - 適当な冷房設備を有すること。
 - 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している日時において開放すること。
 - 受入可能人数に応じて、1人当たりの空間を適切に確保すること。
 - 施設管理者の同意のもと、必要事項を定めた協定を締結すること。
 - クーリングシェルター・マークの掲示を行うこと。

(指定の期間)

- 指定の期間は、協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(申込方法)

- クーリングシェルターとして指定を受けようとする者は、秦野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込書（別記様式）により申込しなければならない。

(指定の取消し)

6 クーリングシェルター指定施設（以下「指定施設」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定施設が廃止されたとき。
- (2) 指定施設が第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 指定施設が第3項各号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 指定施設から指定の解除の申出があったとき。
- (5) その他指定施設として適当でないと認められるとき。

(一覧の公表)

7 指定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公表するものとする。

- (1) クーリングシェルターとして指定したとき。
- (2) 前項の規定により指定を取り消したとき。

(損害賠償)

8 クーリングシェルターの指定により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、いかなる場合においても、本市はその責めを負わない。

(協議)

9 協定において疑義が生じたとき又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定める。

附 則（令和6年6月10日）

この要領は、令和6年6月10日から施行する。

附 則（令和7年4月22日）

この要領は、令和7年4月22日から施行する。